

妊婦一般健康診査（妊婦健診）

妊婦健診は、日々変化する妊婦さんや赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行うものです。

また妊娠中は、妊娠の経過に伴って、妊娠・出産・育児に対する不安から、心も大きく変化します。妊婦健診の際には、気軽に医師や助産師等に相談して、その時々に応じたアドバイスを受け、安心して出産や育児に向けた準備をしましょう。

受診方法

妊娠期における健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、妊娠中に安心して健診を受けてもらうため、妊婦健診は最大 14 回、費用については公費の補助を受けることができます。

妊娠がわかったら、すぐに「妊娠届」を出して、母子健康手帳といっしょに「妊婦一般健康診査受診票綴り」を受け取りましょう。妊娠届は、健康福祉課の窓口で受け付けています。

また、県外（国内）で受診した妊婦健診の費用助成制度もあります。

受診可能機関

高知県内の医療機関、または下記の助産所・院

※助産所・院、助産師外来の場合は、アニタ助産院、高知赤十字病院、国見産婦人科の 3 ヶ所で使用できます。（令和 2 年 4 月現在）

※高知県外で受診した場合は、償還払い制度がありますので「妊婦・乳児一般健康診査受診票綴り」のページ、または下記をご覧ください。

受診時に必要なもの（県内）

妊婦一般健康診査受診票（母子健康手帳交付時に、「妊婦一般健康診査受診票綴り」をお渡しします。）

母子健康手帳

使用できる方

津野町に住民票のある妊婦の方。

（町外に住民票を移された方は使用できません。転出先の市町村で受診票を交換して下さい。）

健診の費用

妊婦一般健康診査受診票にある項目（詳しくは「受診票綴り」を参照）について、公費負担します。保険分（3 割）には助成はありません。上限額を超えた分は、受診票に記載の項目であっても自己負担になります。詳しくは医療機関にお尋ね下さい。

※超音波検査は 7 回まで。H t l v 抗体検査（成人 T 細胞白血病）、H i v 抗体検査は 1 回まで。

※平成 22 年度より、風疹ウイルス抗体価検査、B 群溶血性レンサ球菌検査を追加。平成 23 年 4 月より、性器クラミジア検査を追加。平成 25 年度より、膣分泌物の細菌培養同定検査を追加。

（超音波検査の助成について）

「超音波検査」の助成回数は、妊娠中 7 回までです。（年齢制限なし）

ただし、自由診療のため、検査料金は医療機関により異なります。詳しくは各医療機関にお問い合わせ下さい。

助成の対象であっても、上限額を超えた場合は、一部、自己負担となる場合がありますのでご了承下さい。

（注）妊娠中に使用できなかった受診票は、出産後には使用できません。また、受診票の換金はできません。

県外（国内）で妊婦一般健康診査を受けたら

里帰り出産等のやむを得ない事情により、県外（国内）の医療機関及び助産所（院）で妊婦一般健康診査を受診した場合、実費を自己負担後に、申請により、公費負担額を上限として助成を行います。（原則として、助成対象は母子健康手帳の交付手続き後の妊婦健診です。）

対象者

受診日に、津野町に妊婦さんの住民登録があること。

申請期限

健診を受けた日から1年以内。

※受診日に津野町に住民票があれば、転出後の申請も可能ですが、なるべくお早めに申請をお願いします。

費用助成の対象

※対象となるのは保険適用外の妊婦健診・検査費用です。

（産後の健診、投薬、文書料、入院費、予防接種等や保険分の3割分は自費です。）

※R2年度の上限額は、1回目が16,600円、2回目から14回目が7,320円、助産所・院、助産外来は5,060円です。

（R1年度の上限額は、1回目16,600円、2回目から14回目が7,300円、助産所・院、助産外来は5,050円）

申請に必要なもの

1. 申請書：妊婦一般健康診査費助成金支給申請書（※申請額は記入不要です。）

※申請書は健康福祉課で申請時に記入することもできます。（乳児健診の申請書は別にあります。）

2. 妊婦一般健康診査受診票（本町発行の未使用のもの。※1・2）

3. 領収書（原本）

4. 申請者（本人または配偶者）名義の金融機関名・口座番号

（※ゆうちょ銀行は、「他行振込用の支店名・口座番号」が必要です。）

5. 印鑑

（認め印で可。※申請書の訂正には、訂正印が必要です。事前に申請書に記載した場合もお持ち下さい。）

6. 母子健康手帳（健診記録のページをコピーします。）

※1 県外での受診時には、医療機関への受診票の提出は不要です。領収書を必ず保管してください。

※2 未使用の受診票の回数（14回まで）に応じて助成します。

（領収書のないものは無効です。）受診票への記載は不要です。

※3 助成金の振込は、申請月の翌月の月末です。領収書返却希望の場合は、振込後に郵送でお返しします。

申請先

健康福祉課 総合保健福祉センター

※転入された方へ

転入前の市区町村で交付された母子健康手帳、妊婦・乳児一般健康診査受診票をお持ちのうえ、健康福祉課までお越しください。津野町の受診票と交換いたします。（手続きは健康福祉課窓口のみ。）

